

防犯カメラ設置補助制度の申請の流れ【概要】

(地:PO、事:PO)は、申請の手引き【地域団体】及び【事業者】の手引きのページを表します。

1. 防犯カメラ補助金申請にあたって

本事業では、道路などの公共空間を撮影し、設置後5年以上管理運用を行う防犯カメラを対象としています。



(1)カメラ設置に係る地域での合意形成

補助金を申請する場合、まずは地域において防犯カメラを設置することや、設置場所などについて合意形成を得ておく必要があります。

※事業者は、撮影対象範囲の町内会等の会長の同意が必要です。

(2)カメラ設置場所の検討

カメラを設置する場合、設置する土地の所有者から許可を得る必要があります。カメラの設置場所については、下記の優先順位で検討を行ってください。

①私有地に設置

②私有地に適当な場所がない場合、公共施設等に設置

■道路に設置

- ・道路上の既存物件(道路照明等など)への取り付け
- ・道路に自ら柱を建て設置

■公園に設置

■市民センターに設置

※ただし、設置には各管理者の許可等が必要であり、許可できない場合があります

※事業者は事業所敷地内、または事業所の建物等にカメラを設置してください。

(3)カメラ設置に係る費用の算出

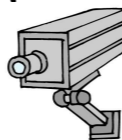
カメラ設置に係る費用をカメラ設置業者などに依頼し、見積書を徴収してください。

2. 事前協議【申請期間：平成30年5月14日(月)～7月31日(火)】

【提出書類】

- ①事前協議申請書 (地:P18、事:P14)
- ②カメラ設置に対する地域の決定(承諾)を証する書類 (地:P20、事:P16)
- ③カメラの設置場所、撮影範囲を示した図面 (地:P21、事:P18)
- ④設置費用の見積書の写し

【提出先】 北九州市 市民文化スポーツ局 安全・安心都市整備課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL 093-582-2866



内示書の送付【期間：平成30年9月上旬～9月下旬】

事前協議内容を受け、警察等と協議し、市から申請者へ内示書を送付します。

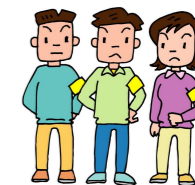
※道路や公園に設置する場合の許可等の申請時に本内示書の写しが必要です。

3. 交付申請【申請期間：平成30年10月上旬～12月下旬】

内示書の結果を受け、正式な申請を行っていただきます。

(1)カメラ設置に係る土地所有者等への許可申請

設置場所等の権利者等の同意、許可の各種手続きを行います。



(2)カメラ設置後の管理運用に向けた準備

プライバシーに配慮した管理運用を行っていただくため、管理運用規程の作成や、カメラの管理運用責任者、操作責任者を決定してください。

【提出書類】

- ①交付申請書 (地:P22、事:P20)
- ②団体規約及び役員名簿の写し (地:地域団体で所有のもの、事:P22)
- ③設置場所の権利者の同意または許可を証する書類 (地:P24)
- ④カメラ設置にかかる事業収支予算書 (地:P26、事:P24)
- ⑤カメラ管理運用規程 (地:P28、事:P26)
- ⑥管理運用責任者及び操作取扱者届出書 (地:P30、事:P28)
- ⑦その他市長が認める書類

(口座振込依頼書(地:P32、事:P30)、設置場所の許可書等)

【提出先】 北九州市 市民文化スポーツ局 安全・安心都市整備課

交付決定通知書の送付【交付申請提出後40日程度】

交付申請書の内容を審査し、市から申請者へ交付決定通知書を送付します。

補助金の受給

4. カメラ設置工事の実施【交付決定通知書の受領後、随時】

交付決定書の内容に基づき、防犯カメラの設置工事に着手してください。

5. 実績報告書及び精算【工事完了後～平成31年3月下旬】

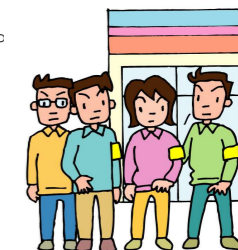
工事が完了したときは、完了の日から20日以内に実績を報告してください。

※九電柱に設置した場合は、九州電力㈱に『竣工通知書』の提出が必要です。

【提出書類】

- ①実績報告書
- ②設置したカメラにより撮影された画像
- ③設置場所の工事前後の写真
- ④領収書の写し、事業収支決算書 など

【提出先】 北九州市 市民文化スポーツ局 安全・安心都市整備課



カメラの適正な管理運用